



令和5年10月1日から

インボイス制度

が始まります!!

令和5年10月からの日本版インボイスの施行を控え、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請が開始されます。
日本版インボイス制度のポイントをお知らせします。

1 インボイス（制度）の用語

(1) インボイス (invoice)

インボイスとは、「売り手が買い手に対して、適用税率や消費税額等を正確に伝える」ために発行する書類やデータのことです。正式には「適格請求書」といいます。

(2) インボイス制度

インボイス制度とは、取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書（インボイス）などを発行・保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができる制度のことです。正式には「適格請求書等保存方式」といいます。

2 インボイス制度による変更点

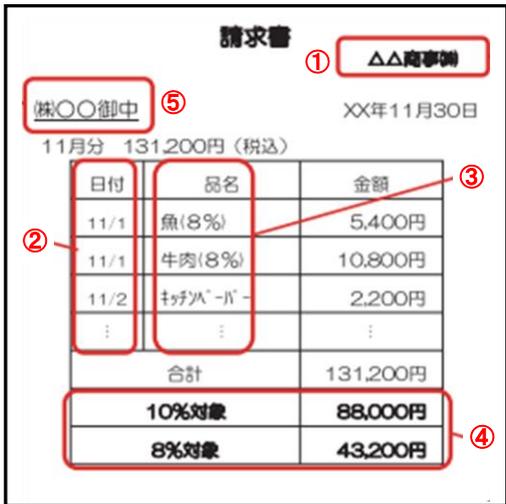
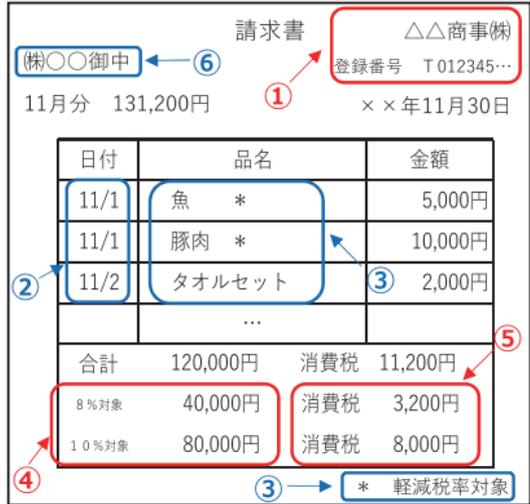
インボイス制度の施行により、現行の「区分記載請求書等保存方式」から次の項目が大きく変更されます。

- (1) 請求書への記載事項
- (2) 適格請求書の交付（発行）者
- (3) 適格請求書の交付義務
- (4) 仕入税額控除の要件等
- (5) 税額計算方法
- (6) 登録事業者の登録

(1) 請求書への記載事項

インボイス制度の施行により、表1のとおり、現行の「区分記載請求書」の記載事項に加えて、①適格請求書発行事業者の登録番号、④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜又は税込)及び適用税率、⑤税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となります。

表1 区分記載請求書と適格請求書の記載事項比較表

	区分記載請求書	適格請求書
記載事項	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
様式例		

(2) 適格請求書の交付（発行）者

適格請求書を交付することができるのは、税務署から登録通知を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

もし、登録を受けていない事業者が登録事業者になりすまして適格請求書を交付した場合は、懲役刑等の罰則が課される場合があります。

(3) 適格請求書の交付義務

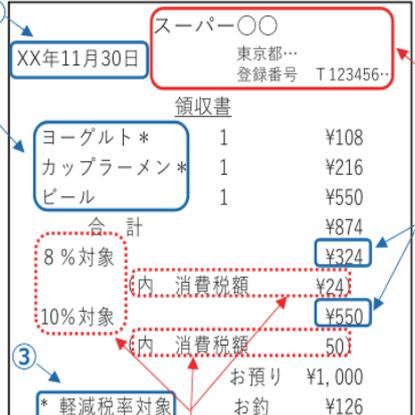
インボイス制度において、適格請求書発行事業者には、原則、次の義務が課されます。

イ 適格請求書の交付義務

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、「適格請求書」を交付しなければなりません。なお、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業に係る取引については、適格請求書に代えて、「適格簡易請求書」による交付が認められます。

※ 適格簡易請求書とは、適格請求書の記載事項のうち、⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称の記載を省略したもの（右図）

(適格簡易請求書)



品名	数量	金額
ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
消費税額		¥241
消費税額		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

□ 適格返還請求書の交付義務

売上値引きや売上げに係る対価の返還等を行った場合には、「適格返還請求書」を交付しなければなりません。

ハ 修正した適格請求書の交付義務

交付した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付しなければなりません。

ニ 写しの保存義務

交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。

(4) 仕入税額控除の要件等

イ 適格請求書等の保存

次の①～④の一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存をすることで仕入税額控除が受けられます。つまり、書類のない経費や免税事業者を支払った経費等に係る消費税は仕入税額控除ができないということになります。

ただし、令和11年9月までは、免税事業者等からの課税仕入れについても、一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

- ① 売り手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買い手が作成し、売り手方の確認を受けた仕入明細書等
- ③ 卸売市場や農協等が行った委託販売に係る一定の書類
- ④ 上記(1)から(3)の書類に係る電磁的記録

ただし、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な次の取引の場合に限り、適格請求書の交付義務が免除されます。

- A 3万円未満の公共交通機関を利用した際の乗車券
 - B 自動販売機でのジュースの購入
 - C ポスト投函での郵便サービスの利用
 - D 出入り口で回収される入場券
 - E 従業員に支給する日当や宿泊費
 - F 再生資源等の購入
- など

なお、簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書等の保存は仕入税額控除の要件とはなりません。

□ 3万円未満の課税仕入れに対する取引証憑の保存

「3万円未満の課税仕入れ」であっても、**適格請求書等の交付を免除されるもの以外は、金額の多寡にかかわらず適格請求書等の保存が必要**となります。

ハ 適格請求書等への追記禁止

交付を受けた請求書等への追記はできなくなり、交付事業者に対して修正した適格請求書等の交付を請求することになります。

(5) 税額計算方法

売上税額の計算方法は現行と同様に「**割戻し計算**」が原則となりますが、特例として「**積上げ計算**」も適用することが可能となります。ただし、売上税額を「積上げ計算」とした場合は、仕入税額も「積上げ計算」としなければなりません。

(6) 登録事業者の登録

適格請求書を交付する事業者は、**税務署長に登録の申請を行い、「登録事業者」になる必要があります。**

3 インボイス制度に係る手続き等

(1) 適格請求書発行事業者の登録

インボイス制度が施行される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となるためには、令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に税務署長に対して、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」を提出する必要があります。

(2) 適格請求書発行事業者の公表

登録された事業者は、国税庁の「**適格請求書発行事業者公表サイト**」で①氏名又は名称、②登録番号、③登録年月日等及び④法人の本店等の所在地が**公表**されます。

(3) 適格請求書発行事業者と免税事業者

イ 消費税の申告義務

免税事業者が適格請求書発行事業者に登録をした場合は、適格請求書発行事業者の登録開始日以降の期間について消費税の申告が必要となりますので、登録申請に当たっては十分な検討が必要です。

ロ 適格請求書発行事業者の登録申請

免税事業者が適格請求書発行事業者となるためには、原則として、「課税事業者選択届出書」を提出した後に「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」を提出する必要があります。

ただし、令和5年10月1日からの適格請求書発行事業者の登録申請を行う場合は、「**課税事業者選択届出書**」の提出は不要となります。

ハ 簡易課税制度の選択

原則として、適用開始課税期間の開始日の前日までに届出をしなければなりません。令和5年10月1日を含む課税期間については、課税期間の終了の日までに届出をすることで簡易課税を適用することができます。

4 インボイス制度への対応等の検討

- 今後、開業や法人設立後2期(年)の免税期間は、インボイスの導入に伴い、2年以下に短縮となる場合もありますので、開業や法人設立時期の検討が必要です。
- 現在使用している請求書等の様式等では、適格請求書等の記載事項を満たしていませんので、令和5年10月1日以降は新たな様式等による請求書等の発行を求められる場合があります。
- システムを使用して請求書等の発行をしている場合、システム改修が必要となり得ます。「IT導入補助金」等の支援策についても検討する必要があります。

ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当者にお尋ねください!!